

# 令和元年度第1回 泉佐野市環境衛生審議会 会 議 録

- 1 日時 令和元年11月5日(火) 午前10時～11時
- 2 場所 泉佐野市役所 3階 大会議室
- 3 議題 諮問事項 泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例制定について
- 4 出席者等
  - 出席委員
    - 赤松 善弘 (泉佐野市町会連合会会長)
    - 左近 哲也 (泉佐野地区公衆衛生協力会会長)
    - 中藤 辰洋 (公益社団法人泉佐野市人権協会理事長)
    - 坂部 憲一 (泉佐野保健所生活衛生室長)
    - 村田 恵子 (いずみさの女性センターネットワーク)
    - 伊東 恵美子 (市民公募)
    - 松下 仁 (市民公募)
  - 欠席委員
    - 金野 泰之 (泉佐野商工会議所副会頭)
  - 市出席者
    - 市長 千代松 大耕
    - 生活産業部長 岡本 祐一
    - 環境衛生課長 梅谷 政信
    - 環境衛生担当参事 牛之濱 竜児
    - 環境衛生課主幹 谷口 和博
    - 環境衛生課 吉岡 優
- 5 傍聴者 なし
- 6 審議記録(抜粋)
  - ① 開会～配布資料確認(司会梅谷)
  - ② 委員紹介(生活産業部長より)
  - ③ 市出席者紹介(司会より)・市長挨拶
  - ④ 岡本臨時議長進行により会長に赤松善弘氏、副会長に中藤辰弘氏を選出
  - ⑤ 赤松会長より就任挨拶
  - ⑥ 市長より諮問～諮問書読上
  - ⑦ 市長退席
  - ⑧ 審議(これより赤松会長を議長とした議事進行)

## 7 議事録【要約】

### 【松下委員】

農地法の関係ではどちらが優先となるか。

### 【事務局（牛之濱）】

農地法の規制が不要になるわけではありません。農地で 500 m<sup>2</sup>以上の埋立て等を行う場合には、農地法の規制と併せて、本条例による許可が必要となります。

### 【松下委員】

農業委員会が対応することになるのか。

### 【事務局（牛之濱）】

無許可の埋立て等の通報があり、農地における事案であれば、農業委員会にもご相談いたします。

### 【松下委員】

結局、違反行為は農地法対応、農業委員会が対応するのか。

### 【事務局（岡本）】

違反転用など、農地法に関しては農業委員会が対応いたします。

### 【坂部委員】

500 m<sup>2</sup>以上を許可対象とした根拠は？

### 【事務局（牛之濱）】

府内他自治体と同一基準といたしました。

### 【事務局（梅谷）】

条例(案)では、許可を要しない 500 m<sup>2</sup>未満の土砂埋立て等を行う行為者も、周辺地域の住民の理解を得るよう努めること、災害の防止及び生活環境の保全のために必要な措置を講ずる責務を有することとしてございます。

### 【中藤委員】

市独自の条例制定は大事なこと。許可をした後、大切なのは適正に埋立て等が行われているかの確認・点検だがどうか？

### 【事務局（牛之濱）】

許可事業者には、定期的に土砂の量等を報告する義務がございます。土地の所有者には、定期的な施工状況を確認し、事前に同意した内容と明らかに異なる土砂埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに行為の中止等を求め、市長に報告する義務がございます。こうした報告や周辺住民からの通報などをもとに、必要に応じて立入検査や施工の状況その他必要な事項の報告を求めることにより、確認・点検を行ってまいります。

### 【中藤委員】

罰則は誰に対してのものか？

### 【事務局（牛之濱）】

土砂埋立て等の行為者、及び土地の所有者に対して罰則の設定がございます。

### 【中藤委員】

市民の皆さんに周知の予定は？

### 【事務局（梅谷）】

町会幹事会等で条例についてご説明し、不審な土砂埋立て等を見つけた場合にはお声がけ頂くよ

うお願いしようと考えてございます。

【松下委員】

広報に掲載はしないのか。

【事務局（梅谷）】

分かりやすくご理解頂けるよう検討してまいります。

【坂部委員】

現状、市内で土砂が搬入された事例はあるか？

【事務局（梅谷）】

1件岸和田市から搬入された事例を把握してございます。

【伊東委員】

立て看板等はあるのか？

【事務局（梅谷）】

許可事業者には、許可の年月日、埋立て等を行う者の氏名、連絡先等を記載した標識を設置する義務がございませぬ。

【伊東委員】

土壌の汚染等が心配だが。

【事務局（梅谷）】

土砂の搬入にあたっては、汚染のおそれがないことを確認しなければならないとしてございませぬ。

【松下委員】

水質検査などは許可業者任せか？

【事務局（牛之濱）】

水質検査については、市長が指定する期日に、市長が指定する職員の立会いの上採取した試料について、排水基準を定める省令別表第1の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに、それぞれ排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法の規定に準じて行わなければならないとしており、その結果については、計量法施行規則第50条第1号の濃度に係る計量士が発行した水質検査結果証明書による報告を求めてございませぬ。

【中藤委員】

太陽光パネルの設置については？

【事務局（梅谷）】

500㎡以上の土砂埋立て等の行為が伴えば、本条例による規制対象となります。

【事務局（岡本）】

森林法や土砂災害防止の関連法令等の規制はあると思われませぬが、太陽光パネルそのものに対する市独自の規制はございませぬ。以前、本市においても太陽光パネルの件で、稲倉池の水が濁り、市（農林水産課）と地元（土地改良区）で対応した事例がありますことから、何か問題があれば、関係機関と連携して都度対応して参ります。

【伊藤委員】

許可の期間は3年以内とあるが、3年を過ぎたら？

【事務局（牛之濱）】

改めて許可申請が必要になります。

【赤松会長】

不法投棄による事故がたびたび報道されている。ちゃんと届をしている業者は大丈夫と思う。急な大雨も頻発しており、条例の整備は重要だと思われる。

【事務局（岡本）】

今年1月の京都市の大雨による土砂崩落の事例もあるため、大雨、台風等の環境変化にも注視していく必要がございます。

【赤松会長】

ほかにご意見、ご質問はございませんか。

(なし)

【赤松会長】

ないようでございますので、皆様から頂いた貴重なご意見を事務局においてとりまとめ、答申としたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

【赤松会長】

ご異議がないようでございますので、そのように取り計らいます。

以上で、泉佐野市環境衛生審議会の審議を終了いたします。審議会の答申につきましては、私の方で、直ちに必要な手続きをとることとさせていただきます。

これをもちまして、本日の審議会を閉会いたします。

～終了～